

県支出金につきましては、農業用水管の補修工事などの実施に伴い対前年度比3648万円の増となっております。

繰入金につきましては、昨年度と同額を見込んでおります。なお、町税の増収が見込まれることや起債の有効活用により、昨年度に引き続き財政調整基金からの繰り入れは行っておりません。

町債につきましては、小中学校の空調設備設置工事と社会教育センターの屋上防水工事の実施に伴い対前年度比1000万円の増となっております。

特別会計につきましては、五つの特別会計を設置しています。

国民健康保険につきましては、保険給付費の減額などにより対前年度比2億8878万円の減となっております。

国民健康保険税については、平成三十年からの都道府県単位化に伴い、愛知県が算定した標準保険料率を基にした国民健康保険税率に改定いたします。改定の主な内容は、これまで税率の区分を所得割、資産割、均等割、平等割の四区分としていたものを、資産割を廃止した所得割、均等割、平等割の三区分としてまいります。資産割の廃止にあたっては、世帯主の方の急激な負担増を回避するため、三年間かけ

て段階的に行ってまいります。国民健康保険の安定的な運営を図っていくための制度改正です。ご理解とご協力をお願いいたします。

後期高齢者医療につきましては、対前年度比1248万円の増となっております。これは、愛知県後期高齢者医療広域連合が二年ごとに行う保険料率の見直しによるものです。

介護保険につきましては、保険給付費の増額などにより対前年度比5159万円の増額となっております。

平成三十年度は、第七次介護保険事業計画のスタートの年度となります。

町民の皆様ができるだけ長く健康で、活動的な毎日が送れるよう、地域包括ケアシステムの更なる推進を図ってまいります。介護保険料につきましては、本計画期間におきましても、第六次介護保険計画期間と同様の5300円に据え置きとしてまいります。

介護サービス事業につきましては、サービスに見合った所要の額を計上し、公共下水道事業につきましては、公共下水道事業計画に基づく経費を計上しております。

平成三十年度予算の主要事業につきましては、第四次総合計画の「施策の体系」に掲げる七つの「まちづくりの目標」に基づき、順を追ってご説明いたします。

## 目標 1 快適で活気あふれる コンパクトなまち

はじめに、「目標1 快適で活気あふれるコンパクトなまち」について申し上げます。

都市計画マスタープランは、町の都市計画の基本方針となるものです。現行の都市計画マスタープランについては、平成三十一年度とその計画期間が



終了します。これに伴い、平成三十年から次期マスタープランに向けた策定作業を開始します。

次期マスタープランでは、これまで実施してきた施策・事業の進捗、社会情勢の変化などを踏まえつつ、将来を見据えた都市づくりについて町民の皆様とともに策定を進めてまいります。

中道地区につきましては、引き続き、用地取得、県道春日井稲沢線へ接続する町道9号線の道路整備を進めてまいります。また、大山川右岸の歩道整備につきましても、引き続き用地取得を進めていくとともに、一部、道路整備についても進めてまいります。

平成二十八年度に寄附を受けました神明公園北側の土地につきましては、とよまタウンバスの一時待機場とするとともに、イベントなどの際の臨時駐車場として整備してまいります。

下水道の整備につきましては、東栄地区、諏訪・新田地区、神戸地区の三地区において工事を行ってまいります。対象となる広さは約十一ヘクタールです。これにより、町全体の約52%が供用開始可能な地域となります。

昨年の十二月九日から、下水道への関心と本町のPRを目的に、マンホールカードを無料で配布しております。本事業は大変な好評をいただいております。